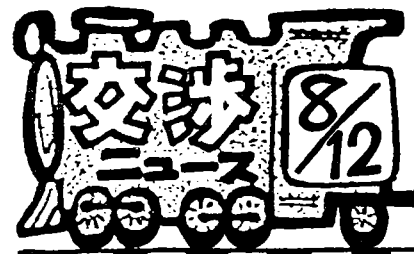


国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二二二七二〇七

命令的発令を許すな

『業務開発センター』への



国鉄「分割・民営化」阻止ノ三里塚二期着工粉碎ノ



「団交事実案ではない」と交渉を拒否する当局を弾劾し、『申第26号』をもって団交(8/12)で追及

当局は「過員活用の一環」と称し、「業務開発センター」を設置するとともに、八月一日に職制を配置し、一六日以降、一方的に職員の配置を強行しようとしている。動労千葉は直ちに「申第26号」をもって説明を要求し、八月十二日の団体交渉において、当局の不当性について厳しい追及を行った。



当局提案の内容

当局は「要員のより効果的な活用を図る観点から、増収・経費節減・職能訓練等の各種施策を総合的・集中的に実施する体制の整備を図るため」と称し、「業務開発センター」の設置を提案してきた。内容は次の通りである。

1. 設置時期 昭和60年8月1日
2. 組織・体制等
 - (1) 設置箇所及び名称は、当面次のとおりとする。

系統	設置駅・区	名称
営業	西船橋駅	西船橋駅業務開発センター
運転	幕張電車区	幕張電車区
施設	千葉保線区	千葉保線区
電気	千葉信号通信区	千葉信号通信区

- (2) 体制
 - 助役（センター長・担当助役）及び一般職員（開発員）で構成する。
- (3) 勤務種別
 - 原則として日勤（現業）勤務とする。
3. 主な業務内容
 - (1) 要員の有効活用に関する業務
 - (2) その他指示する業務

当局の強硬姿勢を許すな

提案は所要員と「過員」を区分けしたうえで、「過員」を「業務開発センター」にぶち込み、「有効活用」と称して当局の都合のいいようにこき使おうとするものであり、しかも、勤務地、業務の変更等、労働条件の変更を伴う重大な内容であるにもかかわらず、当局は「団交事実案ではない」と交渉を拒否し、八月十六日にも「業務命令」を

もって一方的に強行しようとしてきた。

動労千葉は八月九日に「申第26号」をもって説明を申し入れ、八月十二日の団体交渉で回答を求めたが、当局は「文書回答」を拒否し、口頭による回答を行い、不誠実な対応に終始した。「申第26号」に対する当局回答は次の通りである。

1. 「業務開発センター」を設置する目的は何かどこへ、どのようなものとして設置するのか
回答⇒提案通り
2. 「業務開発センター」の業務内容を具体的に明らかにされたい。
回答⇒例えば、S/Lパネルの復写、駐車場管理、国鉄の廃品加工、印刷・製本、標識の清掃、無線機の整備、増収ポスター作成など。
3. 「業務開発センター」の所用員数は何名か。また、どこから、何名配置するのか。
回答⇒所要員（当直補助、集中訓練含む）を上回る者全員が対象。
4. 「業務開発センター」へ配置する要員を、どのような資格、要件をもって選別するのか。
回答⇒すべての職種を対象に二ヶ月のローテーションで実施し、現場長が指定する。
5. 「業務開発センター」要員の職制、勤務、賃金について明らかにされたい。
回答⇒開発センター兼務、日勤とし、賃金は変わらない。

十万人首切りの突破口の攻撃を許すな

当局の「業務開発センター」設置の狙いは、「六二年四月の分割・民営化」と、それまでに十万人の首を切るための突破口の攻撃である。動労千葉は当局の不当な姿勢を厳しく追及し、一方的発令を断じて許さぬ決意を明らかにして団我交渉を打ち切った。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！